【様式１】　　令和４年度

# 倉敷市立　新田中学校　いじめ問題対策基本方針

## いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数が昨年度10件を超えた。重大事態には至っていないが，標的になる生徒の風体や言動・噂話だけでなく，最近ではSNSへの書込等に起因する生徒間トラブルが原因となることが増えている。各学年の生徒指導担当を中心に，相互に情報を共有しながらいじめ問題への対応を行っているが，未然に防止する取組をより強くするには，学校全体で横断的取組を行うと共に早期発見・適切対応のための教職員研修の充実や保護者の協力が必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的取組を推進するため，いじめ対策委員会には，生徒指導主事以外にも，場合によっては各分掌，学年の教職員も参画し，各々の立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また，生徒のSNS等の利用調査を行うとともにその結果を活用した校内研修や保護者対象の研修会を実施し保護者啓発を図り，生徒への情報モラルについての教育推進を図る。
・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに，誰もが活躍できる機会を設けることで，自己有用感・充実感を感じられる学校作りを進める。
・いじめの早期発見のためにアンケートを実施し，教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに，得られた情報の共有を教職員間で図る。また，特に配慮が必要な生徒について，保護者・関係機関との連携を図る。

## 保護者・地域との連携

〈連携の内容〉
・学校基本方針をＰＴＡ総会で説明し，学校のいじめ問題の取組について保護者の理解を得るとともに，ＰＴＡ研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し，改善を図る。
・学校評議員の協力を得て，地域の方々との懇談の機会を設け，生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い，いじめの早期発見に努める。
・SNS上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等について啓発するためにＰＴＡ対象の研修会を実施する。
・学校便りやＰＴＡ会報等に，いじめ問題等の各種相談機関・学校の教育相談等の紹介を掲載し，活用を促す。

## 学　　校

### いじめ対策委員会

〈いじめ問題対策委員会の役割〉
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成，実行・検証・修正の中核，相談窓口及びいじめ事案への対応
〈いじめ問題対策委員会の開催時期〉
・各学期に1回(外部委員参加も可)
〈いじめ問題対策委員会の内容の教職員への伝達〉
・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は職員朝礼等で伝達。
〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉
・校外　カウンセラー，スクールソーシャルワーカー，PTA会長　等
・校内　校長，教頭，生徒指導主事，教師カウンセラー，学年主任，養護教諭　等

↓

全　教　職　員

## 関係機関等との連携

〈連携機関名〉
・県及び市教育委員会
〈連携の内容〉
・ネットワークパトロールによる監視，保護者支援のための専門スタッフの派遣
〈学校側の窓口〉
・教頭
〈連携機関名〉
・倉敷警察署，児童相談所
　こども相談センター
　青少年育成センター
〈連携の内容〉
・非行防止教室の実施，定期的情報交換，連絡会議の開催
〈学校側の窓口〉
・校長，生徒指導主事

## 学　校　が　実　施　す　る　取　組

| | | |
|---|---|---|
| ①いじめの防止 | (教職員研修) | ・教職員の指導力向上のための研修として，携帯電話事業会社から講師を招聘するなどして，生徒のSNS利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。 |
| | (生徒会活動) | ・「いじめについて考える週間」において，生徒会主催の生徒自ら考え企画するいじめ防止の意識高揚のための取組を進める。 |
| | (居場所作り) | ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で，誰もが活躍できる機会を設定することで，自己有用感や充実感を感じられる学校作りを進める。 |
| | (情報モラル教育) | ・SNS上のいじめを防止するために，情報機器の利便性とともに，情報を発信する責任を自覚し，適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を各学年において1時間行う。 |
| ②早期発見 | (実態把握) | ・生徒の実態把握のためのアンケート(Q-U)を年2回(3年生は1回)実施し，年2回の教育相談を行うことで，生徒の生活の様子を十分把握し，いじめの早期発見を図る。 |
| | (相談体制の確立) | ・相談担当教職員を生徒に周知すると同時に，全教職員が生徒の変化を見逃すことなく声かけを行い，生徒がいつでも訴え・相談をできる体制を整える。 |
| | (情報の共有) | ・生徒に気になる変化や行為があった場合，専用の記録用紙を作り，教職員間でいつでも素早く情報共有できる耐性を作る。 |
| | (家庭への啓発) | ・積極的ないじめ認知につながるよう，家庭での生徒の様子を見つめるためのポイント集を作成・配布して，家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 |
| ③いじめへの対処 | (いじめの有無の確認) | ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受ける，またはその可能性が明らかになった時は速やかに事実確認を行う。 |
| | (いじめへの組織的対応の検討) | ・いじめへの組織的対応を検討するため，いじめ問題対策委員会を開催する。 |
| | (いじめられた生徒への支援) | ・いじめの事実が確認された場合には，いじめられた生徒を守り抜くことを最優先に，当該生徒とその保護者への支援を行う。 |
| | (いじめた生徒への指導) | ・加害生徒へは，いじめが絶対に許されない行為であり，相手の心身に及ぼす影響に気付かせる等，適切毅然とした対処を行う。また，当該生徒の周囲の環境や人間関係等，その背景を十分に把握し，保護者の協力を得ながら健全な人間関係を築く。 |
| | (聴取者・傍観者への指導) | ・いじめが絶対に許されない行為であり，相手の心身に及ぼす影響に気付かせる。また，自分がいじめに無関係でないことを認識させ，観衆になることを正当化させない集団づくり行う。 |
| | (重大事態への対応) | ・いじめ防止対策推進法第28条(身体生命財産重大事態及び不登校重大事態)に基づき，いじめ対策委員会を開き，教育委員会等関係諸機関と連絡協議の上，早急かつ誠実に対応する。 |

【様式２】

**倉敷市立新田中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画（ ← 新型コロナ対応による休業の為随時変更 ）**

| | 会議，委員会 等 | 学校が実施する取組 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | ① いじめ防止の取組 | ② 早期発見の取組 | ③ いじめへの対処 |
| ４月 | ○職員会議<br>・基本方針・指導計画の確認<br>・生徒情報の共有<br>○いじめ問題対策委員会 | ○学年集会，学級作りの取組 | | ○発生事案への対処<br>○対応手順の共通理解 |
| ５月 | | | ○Q-U 実施<br>・必要に応じて教育相談 | ○Q-U 結果の分析・検討<br>・必要に応じて教育相談 |
| ６月 | | ○いじめについて考える週間<br>（第１月曜日から１週間） | ○教育相談週間・アンケート | |
| ７月 | ○学校評議委員会 | ○学年集会<br>○非行防止教室 | ○保護者懇談 | |
| ８月 | ○教職員研修 | | | |
| ９月 | ○いじめ問題対策委員会 | | ○Q-U 実施<br>・必要に応じて教育相談 | ○Q-U 結果の分析・検討<br>・必要に応じて教育相談 |
| 10 月 | | | | |
| 11 月 | ○PTA育成部主催<br>保護者講演会 | ○人権集会 | ○教育相談週間・アンケート | |
| 12 月 | | ○非行防止教室<br>○学年集会 | ○保護者懇談 | |
| １月 | | | ○いじめ実態把握アンケート<br>・必要に応じて教育相談 | |
| ２月 | | | | ○アンケート結果の分析・検討<br>・必要に応じて教育相談 |
| ３月 | ○いじめ問題対策委員会<br>・基本方針・指導計画の修正 | ○学年集会 | | |

年間を通して行う取組

○生活ノートの点検

○あいさつ運動

○警察署との連携（月例の情報交換，各学期末の非行防止教室の他，T. T. で授業も行う。）

○Q-U の結果を活用して個別対応の充実を図る。